

# 介護保険サービスセンター白水長久苑運営規程

## (事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人長久会（以下「本会」という。）が開設する介護保険サービスセンター白水長久苑（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第 2 条 「事業所」の介護支援専門員は、利用者が要介護状態等になっても可能な限り、その居宅において有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、又特定の種類、特定の居宅サービス事業者に偏することのないよう公正中立な居宅介護支援を行う。また、事業の運営にあたっては、市、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 7 の 2 に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努める。

## (事業所の名称等)

第 3 条 事業所の名称及び所在地

- 一、名 称 介護保険サービスセンター白水長久苑
- 二、所在地 大分県大分市大字横尾字大原 1897 番地 2

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一、管理者 1 名（兼務）  
管理者は主任介護支援専門員とし、事業所の従業者の管理及び業務の管理統括を行う。
- 二、介護支援専門員 3 名以上（常勤 2 名以上、兼務 1 名）  
介護支援専門員は指定居宅介護支援の提供にあたる。

## (営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一、営業日 毎週月曜日から土曜日までとし、12 月 29 日から翌 1 月 3 日までの年末年始を特別休暇とする。
- 二、営業時間 午前 8 時 30 分より午後 5 時 30 分までとする。  
ただし、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

## (内容及び手続きの説明及び同意)

第 6 条 本会は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族等に対し、運営規程

の概要その他サービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

- 2 本会は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ居宅サービス計画書が利用者の意向を基本として作成されるものであること等につき、説明を行い、理解を得るものとする。

#### (受給資格等の確認)

- 第 7条 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合、被保険者証によって資格、要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）の有無及び有効期間を確かめるものとする。

#### (要介護認定の申請等に係る援助)

- 第 8条 介護支援専門員は、被保険者の要介護認定等に係る申請について、利用者の意思を踏まえ必要な協力を行うものとする。
- 2 介護支援専門員は、要介護認定等を受けていない利用者について、利用者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
- 3 介護支援専門員は、要介護認定等の更新が有効期間満了の1カ月前に行われるよう必要な援助を行うものとする。

#### (指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

- 第 9条 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成開始にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めるものとする。
- 2 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては利用者の有する能力、提供を受けているサービス、置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を把握するものとする。
- 3 介護支援専門員は、前号の解決すべき課題の把握については、利用者の居宅を訪問し利用者及びその家族に面接し、趣旨を十分に説明し理解を得て行うものとする。
- 4 介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握した課題に基づき、当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、サービスの目標及び達成時期、提供するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成するものとする。
- 5 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案で位置づけたサービス担当者会議の召集、照会等により当該居宅サービス計画の原案の内容について専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 6 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について位置づけられたサービス等が保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類・内容・利用料等について利用者又はその家族に説明し、文書により同意を得るものとする。
- 7 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況及び利用者についての解決すべき課題の把握を行い必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- 8 介護支援専門員は、利用者がその居宅においてサービスの提供を受け続けることが困難となったと認める場合、又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- 9 介護支援専門員は、介護施設等から退院又は退院しようとする要介護者等から依頼があった場合、円滑に

居宅における生活へ移行できるよう、あらかじめ居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

- 10 介護支援専門員は、利用者が訪問看護・通所リハビリステーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治医又は歯科医（以下「主治医等」という。）の意見を求めるものとする。
- 11 介護支援専門員は、居宅サービス計画に医療サービスを位置づける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治医等の指示がある場合に限り行うものとする。医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置づける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師の医学的観点からの留意事項が示されているときは、それを尊重して行うものとする。
- 12 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に法第 73 条第 2 項に規定する認定審査会意見又は法第 37 条第 1 項の規定による指定居宅サービスの種類についての記載がある場合には、利用者による趣旨（サービスの指定については変更申請ができることを含む）を説明し、理解を得たうえで、その内容に沿って居宅サービス計画を作成するものとする。
- 13 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更にあつては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、原則として特定の時期に偏ることなく計画的にサービス利用が行われるよう努めるものとする。
- 14 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更にあつては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外にも市町村の保険医療サービス、福祉サービス、当該地区住民による自発的活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置づけるよう努めるものとする。

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類交付）

第 10 条 本会は利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その他利用者から申し出があつた場合、当該利用者に対し直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付するものとする。

（指定居宅介護支援の利用料等及び支払いの方法）

第 11 条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは無料とするものとする。

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名・押印）を受けるとする。

3 指定居宅介護支援の利用者等は本会の定める期日までに、利用料等を現金または銀行口座振込みにより納付するものとする。

（事業の実施地域）

第 12 条 事業の実施地域は大分市内とする。

（秘密保持等）

第 13 条 介護支援専門員その他の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業所は介護支援専門員その他の従業者であつた者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。

3 事業所はサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には、当該家族の同意をあらかじめ文書で得るものとする。

(事故発生時の対応)

第14条 利用者に対して指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合、速やかに大分市及び利用者の家族等に連絡して必要な措置を講じる。

2 利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第15条 事業所は、利用者及びその家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口の設置や、第三者委員を選任する等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、指定居宅介護支援の提供に関し、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止)

第16条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待等の防止のため、管理者を責任者とし、次の措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くとともに、従業員の相談や報告を随時受け対応する。

(5) 事業所は従業者等に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施するものとする。

(6) 従業者が高齢者虐待等を把握した場合は、速やかに担当者へ報告し市町村へ通報する。

(7) 虐待等が発生した場合は、その発生原因等の分析を行うとともに再発防止に努め、効果を評価する。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理等)

第18条 事業所は、利用者にサービスを提供するにあたり、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、感染症の発生防止及びまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（安全衛生委員会を兼ねるとともに、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的に（おおむね6月に1回以上）開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所は、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施する。

（職場におけるハラスメントの防止のための必要な措置）

第19条 事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

- (1) 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する。
- (2) 相談への対応のための担当者と窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する。

（その他運営に関する重要事項）

第20条 介護支援専門員は、その勤務中常に身分証明書を携帯し、初回訪問時及び利用者から求められた時は、これを提示するものとする。

2 事業所は設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。また居宅サービス計画、サービス担当者会議、居宅支援の提供に関する記録整備を、指定居宅介護支援を提供した日から5年間保存するものとする。

3 この規程に定める事項の他、運営に関する必要事項は管理者が定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

この規程は、平成15年11月1日より施行する。

この規程は、平成18年4月1日より施行する。

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

この規程は、平成21年1月1日より施行する。

この規程は、平成22年6月1日より施行する。

この規程は、平成25年11月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年5月1日から施行する。

この規程は、令和7年12月1日から施行する。